

## 保育士配置基準の引上げによる保育士の増員及び処遇改善を求める意見書

保育現場では、それぞれの保育士が、未来を担う子どもたちの健やかな育ちを願い、子どもの発達を保障し、子育て家庭を支えるために、日々懸命に業務に取り組んでいる。

新型コロナウイルス感染症が拡大した際、休園する保育所が増えたことで、預け先がなく出勤できない保護者の増加が問題となり、保育所の重要性は社会に広く認識されるに至った。しかし、感染対策を徹底しながら多くの業務をこなすには、現在の国の保育士配置基準は不十分であり、また、過重な労働環境に置かれる保育士は、精神的・肉体的な負担が大きいため、早期に離職してしまう者や、保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない者も多く、保育士の確保と定着が喫緊の課題となっている。

公立の小学校については、これまで段階的に少人数教育が進められ、令和3年には、新型コロナウイルス感染症拡大が一つの契機となり、安全・安心な環境の下で一人一人のニーズに応じたきめ細かな体制を整備するため、学級編制の標準に関する法律が改正され、1学級の児童数の標準が全学年で引き下げられた。その一方で、4・5歳児に対する保育士の配置基準は、昭和23年に制定されてから約75年もの間、子ども30人につき1人のまま見直しがされていない。保育所においても、子どもの命と安全を守り、一人一人の子どもに向き合えるようにするためには、保育士の増員は急務であり、配置基準の見直しは必須である。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれて、保育士配置基準の引上げによる保育士の増員及び処遇改善の措置を講じられるよう、強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日提出

相 模 原 市 議 会

国 会  
内 閣  
あ て